

○江南丹羽環境管理組合手数料条例

〔昭和44年11月19日〕

条例第4号

改正	昭和47年5月11日	条例第4号	平成5年2月24日	条例第1号
	昭和52年7月13日	条例第1号	平成9年2月21日	条例第1号
	昭和55年7月1日	条例第3号	平成12年2月24日	条例第3号
	昭和57年3月31日	条例第1号	平成12年7月25日	条例第4号
	昭和59年2月28日	条例第1号	平成16年2月16日	条例第1号
	平成元年2月21日	条例第2号	平成23年10月27日	条例第2号
	平成2年2月22日	条例第1号		

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第13条第2項の規定に基づく手数料については、この条例の定めるところによる。

(徴収の範囲)

第2条 手数料は、組合市町が行う収集業務により搬入される廃棄物を除き、あらかじめ管理者より許可を得た廃棄物について徴収する。

(手数料)

第3条 手数料は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物 10キログラムにつき 200円
- (2) 産業廃棄物 10キログラムにつき 240円

(徴収の時期)

第4条 手数料は搬入の際、計量して徴収するものとする。ただし、管理者が必要と認めたものについては、1月ごとの合計金額により納入の日の属する月の翌月の20日までに徴収することができる。

(手数料の減免)

第5条 管理者は天災その他、特別な事由があると認めるときは手数料を減免することができる。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

2 前項に定めるものを除くほか、手数料の収入を減損するおそれのある行為その他手数料の徴収の秩序を乱す行為をした者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(委任)

第7条 この条例の施行について、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この条例は、昭和44年12月1日から施行する。

附 則（昭和 47 年 5 月 11 日条例第 4 号）

この条例は、昭和 47 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 7 月 13 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 52 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 7 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 55 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 2 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 21 日条例第 2 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 2 月 22 日条例第 1 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 2 月 24 日条例第 1 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 2 月 21 日条例第 1 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 2 月 24 日条例第 3 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 7 月 25 日条例第 4 号）

1 この条例は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 2 月 16 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 27 日条例第 2 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。